

令和 8 年 1 月 8 日

建設工事発注機関各位

厚生労働省北海道労働局労働基準部健康課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（協力依頼）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましては、格別の御支援と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止に係る措置事項等を示しておりました「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」（「令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号」）及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」について、技術動向等を踏まえ別添の新旧対応表のとおり改正しましたので、工事受注者に対して周知していただきますとともに、必要な経費の積算についてご配慮いただくようお願い申し上げます。

担 当 北海道労働局労働基準部健康課

労働衛生専門官 五十嵐

〒060-8566

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第一合同庁舎

TEL011-709-2311 (内線 3563)